

# 千歳市総合教育会議設置要綱（案）の解説

（設置）

第1条 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第1条の4第1項の規定に基づき、本市教育行政の推進を図るため、千歳市総合教育会議（以下「会議」という。）を設置する。

【参照条文】地方教育行政の組織及び運営に関する法律（抜粋）

（総合教育会議）

第1条の4 地方公共団体の長は、大綱の策定に関する協議及び次に掲げる事項についての協議並びにこれらに関する次項各号に掲げる構成員の事務の調整を行うため、総合教育会議を設けるものとする。

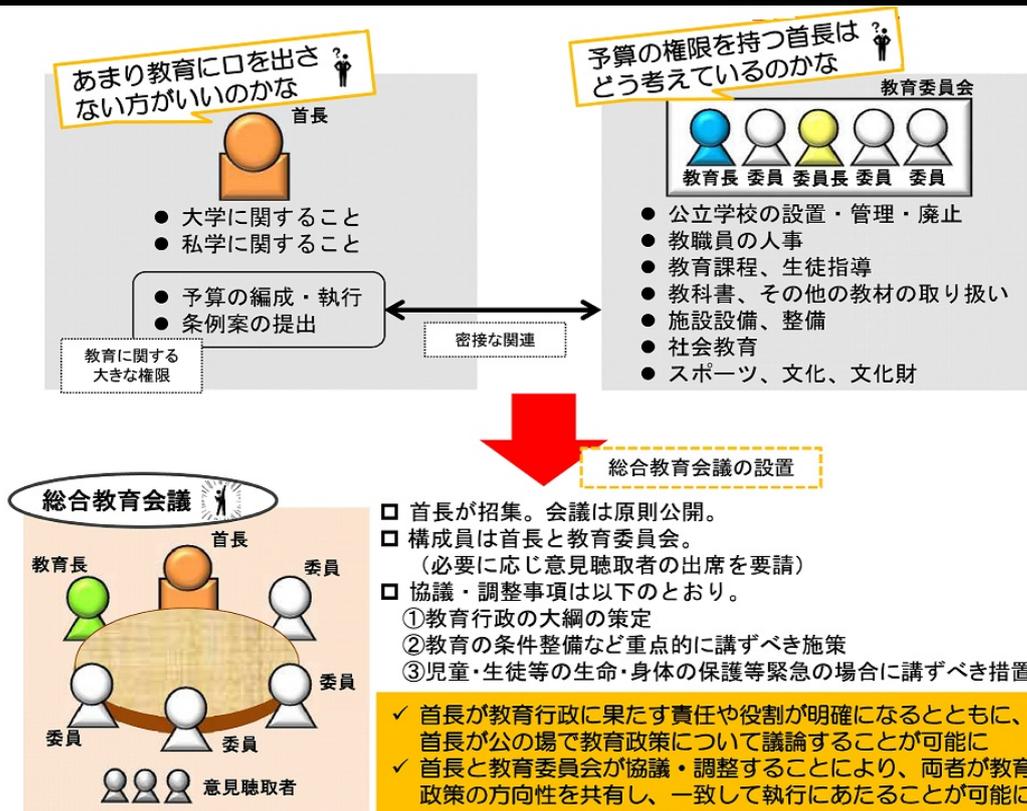
（1）教育を行うための諸条件の整備その他の地域の实情に応じた教育、学術及び文化の振興を図るため重点的に講ずべき施策

（2）児童、生徒等の生命又は身体に現に被害が生じ、又はまさに被害が生ずるおそれがあると見込まれる場合等の緊急の場合に講ずべき措置

【解説】

首長は、現行制度においても、私学や大学等の事務を所管するとともに、予算の編成・執行や条例案の提出を通じて教育行政に大きな役割を担っているが、地域の教育の課題やあるべき姿を共有するためには、首長と教育委員会の意思疎通は不可欠である。

このことから、首長と教育委員会が相互の連携を図りつつ、より一層民意を反映した教育行政を推進していくため、「総合教育会議」を設置する。



( 所掌事務 )

第 2 条 会議は、次に掲げる事項に関する協議及び事務の調整を行う。

- ( 1 ) 教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱の策定
- ( 2 ) 教育を行うための諸条件の整備その他の地域の実情に応じた教育、学術及び文化の振興を図るため重点的に講ずべき施策
- ( 3 ) 児童、生徒等の生命又は身体に現に被害が生じ、又はまさに被害が生ずるおそれがあると見込まれる場合等の緊急の場合に講ずべき措置

【参照条文】地方教育行政の組織及び運営に関する法律（抜粋）

( 総合教育会議 )

第 1 条の 4 地方公共団体の長は、大綱の策定に関する協議及び次に掲げる事項についての協議並びにこれらに関する次項各号に掲げる構成員の事務の調整を行うため、総合教育会議を設けるものとする。

- ( 1 ) 教育を行うための諸条件の整備その他の地域の実情に応じた教育、学術及び文化の振興を図るため重点的に講ずべき施策
- ( 2 ) 児童、生徒等の生命又は身体に現に被害が生じ、又はまさに被害が生ずるおそれがあると見込まれる場合等の緊急の場合に講ずべき措置

【解説】

- ( 1 ) 大綱は、地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策について、その目標や施策の根本となる方針を定める。
- ( 2 ) 要綱第 2 条第 2 号に該当すると想定される事項
  - ・ 学校等の施設の整備、教職員の定数等の教育条件整備に関する施策など、予算の編成・執行権限や条例の提案権を有する首長と教育委員会が調整することが必要な事項
  - ・ 幼稚園・保育所・認定こども園を通じた幼児教育・保育の在り方やその連携、青少年健全育成と生徒指導の連携、居所不明の児童生徒への対応、福祉担当部局と連携した総合的な放課後対策、子育て支援のように、首長と教育委員会との事務連携が必要な事項
- ( 3 ) 要綱第 2 条第 3 号に該当すると想定される事項
  - ・ いじめ問題により児童、生徒等の自殺が発生した場合
  - ・ 通学路で交通事故死が発生した後の再発防止を行う必要がある場合
  - ・ 災害の発生により、生命又は身体の被害は発生していないが、校舎の倒壊などの被害が生じており防災担当部局と連携する場合
  - ・ 災害発生時の避難先での児童、生徒等の授業を受ける体制や生活支援体制を緊急に構築する必要があり、福祉担当部局と連携する場合
  - ・ 犯罪の多発により、公立図書館等の社会教育施設でも、職員や一般利用者の生命又

は身体に被害が生ずる恐れがある場合

- ・いじめによる児童、生徒等の自殺が発生した場合のほか、いじめ防止対策推進法第28条の重大事態の場合

(4) 会議の協議題とするべきではないとされている事項

教科書採択、個別の教職員人事等、特に政治的中立性の要請が高い事項

【参照条文】いじめ防止対策推進法（抜粋）

（学校の設置者又はその設置する学校による対処）

第28条 学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態（以下「重大事態」という。）に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

(1) いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

(2) いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

2 学校の設置者又はその設置する学校は、前項の規定による調査を行ったときは、当該調査に係るいじめを受けた児童等及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適切に提供するものとする。

3 第1項の規定により学校が調査を行う場合においては、当該学校の設置者は、同項の規定による調査及び前項の規定による情報の提供について必要な指導及び支援を行うものとする。

( 構成員 )

第 3 条 会議は、市長及び教育委員会をもって構成する。

【参照条文】地方教育行政の組織及び運営に関する法律（抜粋）

( 総合教育会議 )

第 1 条の 4

2 総合教育会議は、次に掲げる者をもつて構成する。

( 1 ) 地方公共団体の長

( 2 ) 教育委員会

( 招集 )

第 4 条 会議は、市長が招集し、市長がその議長となる。

2 教育委員会は、その権限に属する事務について協議する必要があると思料するときは、市長に対し、協議すべき具体的事項を示して、会議の招集を求めることができる。

【参照条文】地方教育行政の組織及び運営に関する法律（抜粋）

( 総合教育会議 )

第 1 条の 4

3 総合教育会議は、地方公共団体の長が招集する。

4 教育委員会は、その権限に属する事務に関して協議する必要があると思料するときは、地方公共団体の長に対し、協議すべき具体的事項を示して、総合教育会議の招集を求めることができる。

(意見聴取)

第5条 会議は、第2条の協議を行うに当たって必要があると認めるときは、関係者又は学識経験を有する者の出席を求め、当該協議すべき事項に関して意見を聴くことができる。

【参照条文】地方教育行政の組織及び運営に関する法律(抜粋)

(総合教育会議)

第1条の4

5 総合教育会議は、第一項の協議を行うに当たって必要があると認めるときは、関係者又は学識経験を有する者から、当該協議すべき事項に関して意見を聴くことができる。

【解説】

(1) 意見を聴くことができる関係者又は学識経験者について

大学教員やPTA関係者、地元の企業関係者等

(2) これらの者の立場について

あくまで必要に応じて、協議すべき事項に限定して、意見を聴くことができる者であり、総合教育会議は執行機関同士の協議・調整の場という位置づけであることから、総合教育会議の構成員とすることはできない。

なお、例えば、大綱の策定を協議するような場合には、大綱は地方公共団体の教育の総合的な方針であり、また、策定まで数回議論することが想定されることから、その期間は一定のメンバーが常に参加するということは考えられる。

( 会議の公開 )

第6条 会議は、公開するものとする。ただし、個人の秘密を保つため必要があると認めるとき、又は会議の公正が害されるおそれがあると認めるとき、その他公益上必要があると認めるときは、この限りでない。

【参照条文】地方教育行政の組織及び運営に関する法律（抜粋）

( 総合教育会議 )

第1条の4

6 総合教育会議は、公開する。ただし、個人の秘密を保つため必要があると認めるとき、又は会議の公正が害されるおそれがあると認めるときその他公益上必要があると認めるときは、この限りでない。

【解説】

会議における議論を公開し、住民への説明責任を果たすとともに、その理解と協力の下で教育行政を行う趣旨を徹底するため、会議は原則として公開する。ただし、非公開とすることができる事項として次の項目が想定される。

- ・ いじめ等の個別事案における関係者の個人情報等を保護する必要がある場合
- ・ 次年度の新規予算事業に関する具体的な補助金の額や対象の選定等、意思決定の前に情報を公開することで公益を害する場合等

( 議事録 )

第7条 市長は、会議の終了後、遅滞なく、その議事録を作成し、原則、これを公表するものとする。

【参照条文】地方教育行政の組織及び運営に関する法律（抜粋）

( 総合教育会議 )

第1条の4

7 地方公共団体の長は、総合教育会議の終了後、遅滞なく、総合教育会議の定めるところにより、その議事録を作成し、これを公表するよう努めなければならない。

【解説】

透明性を高め、住民によるチェックを向上させる観点から、原則として、会議の議事録を作成し、ホームページ等を活用して公表することとする。

(調整結果の尊重)

第8条 会議において、市長及び教育委員会の事務の調整が行われた事項については、市長及び教育委員会は、それぞれの調整の結果を尊重しなければならない。

【参照条文】地方教育行政の組織及び運営に関する法律（抜粋）

(総合教育会議)

第1条の4

8 総合教育会議においてその構成員の事務の調整が行われた事項については、当該構成員は、その調整の結果を尊重しなければならない。

【解説】

(1) 「調整」及び「協議」の意味

「調整」 教育委員会の権限に属する事務について、予算の編成・執行や条例提案、大学、児童福祉、青少年健全育成などの首長の権限に属する事務との調和を図ること

「協議」 調整を要しない場合も含め、自由な意見交換として幅広く行われるもの

(2) 会議において調整が行われた場合

「会議において調整が行われた場合」とは、「首長及び教育委員会が合意した場合」であり、この場合は、互いにその調整結果を尊重しなければならず、このように首長と教育委員会の間で調整がついた事項については、首長と教育委員会は、会議で策定した方針の下に、それぞれの事務を管理・執行していくこととなる。

(事務局)

第9条 会議の事務局を企画部企画課に置く。

【参照条文】地方教育行政の組織及び運営に関する法律（抜粋）

(総合教育会議)

第1条の4 地方公共団体の長は、大綱の策定に関する協議及び次に掲げる事項についての協議並びにこれらに関する次項各号に掲げる構成員の事務の調整を行うため、総合教育会議を設けるものとする。

(1) 教育を行うための諸条件の整備その他の地域の実情に応じた教育、学術及び文化の振興を図るため重点的に講ずべき施策

(2) 児童、生徒等の生命又は身体に現に被害が生じ、又はまさに被害が生ずるおそれがあると見込まれる場合等の緊急の場合に講ずべき措置

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営等に関し必要な事項は、市長が会議に諮って定める。

【参照条文】地方教育行政の組織及び運営に関する法律(抜粋)

(総合教育会議)

第1条の4

9 前各項に定めるもののほか、総合教育会議の運営に関し必要な事項は、総合教育会議が定める。